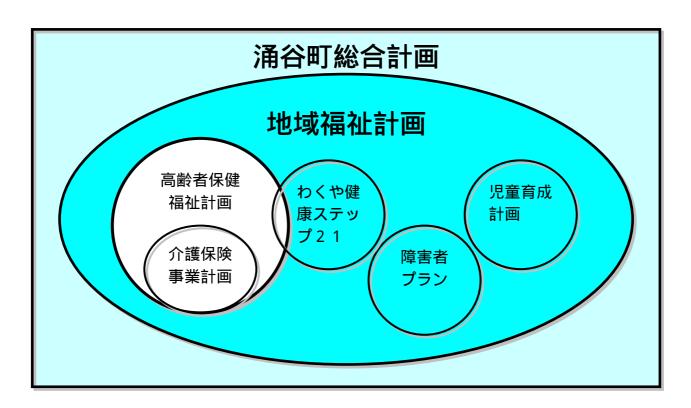
涌谷町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第一 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とは

1 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、**老人福祉法**第 20 条の 8 及び**老人保健法**第 46 条の 18 に基づき、 また介護保険事業計画は、**介護保険法**第 117 条に基づく計画です。

上記の他、上位計画となる**涌谷町総合計画**や**涌谷町地域福祉計画**の基本理念を踏まえた、今後の高齢者の保健・医療・福祉・介護の総合的な計画となるものです。



地域福祉計画の基本理念

- 1 人間性の尊重、ノーマライゼイション の理念普及
- 2 自立・自己決定の支援、促進
- 3 保健福祉サービス提供体制の充実
- 4 自助・共助・公助の役割分担と協働・連携
- 5 健康寿命の延伸

ノーマライゼイション・・・高齢や障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成 員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること。

2 計画策定の趣旨

涌谷町では、昭和 62 年度に計画策定したリーディングプロジェクト 「健康と福祉の丘のあるまちづくり」計画の中で「人生 80 年を"安らかに生まれ""健やかに育ち""朗らかに働き""和やかに老いる"」ことができるよう「自らの健康は自らの手で」「家族は役割を分かち合う」「地域は互いに手を取り合う」ことを基本理念に「このまちに住んでよかったと感じることができる幸せで生きがいのある町づくりをめざす」こととしました。

これを受けて、平成3年度に涌谷町老人保健福祉計画「わくやなごやかライフ 2000 プラン」(以下「第一次計画」という。)を全国の自治体に先駆けて策定し、「(1)地域における最大の福祉資源は住民である。(2)住民福祉の向上のためには、保健・医療との綿密なる連携が必要である。(3)活動は施設中心でなく住民の生活の中に展開されなければならない。」の三点を軸に、急速に進行する高齢化社会に対応するための課題と対応策を示しました。

これによって計画的にホームヘルパーの充実や訪問看護体制の確立、さらには老人保健施設の建設などにより整備充実を図ってまいりました。保健活動については、地域活動の拡充や各種がん検診の充実に努め、町民の健康水準の向上に努めました。

第一次計画は、平成 11 年度までの計画であり、また平成 12 年度からの介護保険制度をはじめとした制度改革もあり、平成 11 年度に「涌谷町老人保健福祉計画・涌谷町介護保険事業計画」(以下「第二次計画」という。)が策定されました。

第二次計画では、今後の涌谷町における高齢者が、人間としての尊厳を保持し、健康で生き生きと暮らしていくことができるようにするために、「生きがいづくり」や「地域活動」「健康づくり」「介護予防」「在宅サービス」「施設サービスと施設整備」「マンパワー確保」「福祉のまちづくり」に加え、介護保険に対応する今後の進め方について、その基本を明らかにしたものです。

さらに平成 14 年度には、第三次計画を策定し、これまでの各種施策について検証を行いました。

その後、高齢者保健福祉計画は基本的に地域福祉計画に内包される位置付けとなったことから、地域福祉計画の基本理念を踏まえ、「地域福祉」という視点で整合及び連携を図るために平成 15 年度に一部改定を行いました。

地域福祉計画は、保健・福祉サービスはもとより、地域における支え合いを前提とした「共に生きる社会」の実現に向けて、町民一人一人の役割や活動の方針を計画し、自助・ 共助・公助のバランスのある福祉サービスの創造を目指したものです。

第四次高齢者保健福祉計画の策定にあたっては、地域福祉計画の基本理念を踏まえ、さらには、介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならないことから、今回の介護保険制度の改正に伴い一体的に見直しを行うものです。

介護保険制度の主な改正内容は、「予防重視型システムへの転換」で、具体的には、「介護予防給付」と「地域支援事業」が創設されました。このことにより「介護予防」への取

リーディングプロジェクト・・・先導的な事業。昭和 61 年度に採択された自治省リーディング プロジェクト事業

り組みを強化するものです。この「介護予防」とは、「要介護状態になることを出来る限り防ぐこと、そして要介護状態になってもそれ以上に悪化しないようにすること」であって、それによって高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して生活の質(QOL)の向上をめざすものです。

3 計画の基本理念

以下のとおり本計画の理念を掲げます。

かけがえのない人生を "安らかに生まれ"

"健やかに育ち"

"朗らかに働き"

"和やかに老いる"

ことができるよう

「自らの健康は自らの手で」

「家族は役割を分かち合う」

「地域は互いに手を取り合う」

以上の理念をもとに、私たちが努めなければならない3つの目標を掲げます。

- (1)地域における最大の福祉資源は、私たち住民一人ひとりです。 地域で生活する住民一人ひとりの支え合いによって、共に生活していく地 域づくりに努めます。
- (2)住民の保健福祉の向上のためには、医療との綿密なる連携が必要です。 より良い保健福祉サービスの提供のために、医療部門との連携によって速や かな対応を行います。

(3)活動は施設中心ではなく、住民の生活の中に展開される必要があります。 住民とサービスの提供者そして町は、人々のより良い生活のために、あらゆ る保健福祉資源を、施設及び居宅の別なく有効に活用します。

そのことにより「高齢者とその家族が、人間としての尊厳を保持し、生き生きと毎日の 生活を過ごし、家族や地域の人々と親しく交わりを持ち、健康で生きがいのある人生を送 ることができる地域づくり」を基本目標としてまいります。

4 計画期間

この計画は、平成18年度を初年度とし平成20年度を目標とする3か年計画です。

H 3	H 4	~	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
策定	第1次計画											
			見直し	第2次計画								
						見直し		第	第3次計画			
							見直			本計	計画(第4次)	

5 計画の進行管理

計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

(1)点検機関等

健康と福祉の丘運営委員会(保健福祉部会、老人・介護保険部会)

(2)評価内容

以下のような視点から評価を行っていきます。

介護サービスの状況、介護サービス事業者相互間の連携状況等の評価 行政機関における調整及び連携等の評価 サービスの質的・量的な観点を反映した評価

住民及び利用者のサービスに対する満足度の評価

6 計画の策定体制

涌谷町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制

涌谷町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、町長から健康と福祉の丘運営委員会に諮問し、保健福祉部会と老人介護保険部会の合同の策定委員会により審議され、その答申を受けて策定されます。

